

埼共助発第33号  
2025年12月23日

施設・団体の長様

一般社団法人 埼玉県社会福祉事業共助会  
理 事 長 池 田 徳 幸

令和7年度税制改正における「退職所得の源泉徴収票等」の  
提出義務拡大への対応について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本会の運営につきましては、日頃、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度税制改正により、全ての居住者の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(以下「源泉徴収票」とする)」について、2026年以降、税務署及び市町村への提出が義務化されます。

共助会の退職共済金は事業主(共助会加入施設・団体)が支払者となりますので、施設・団体において提出することが必要となります。

また、本会から送付している「源泉徴収票」においても、2026年1月以降下記のとおり変更しますので、ご承知願います。

記

○本会から送付する「源泉徴収票」の変更点（裏面参照）

1. 送付枚数の変更

送付枚数を3部から1部に変更します。

2. 様式の変更

・「個人番号」と「法人番号」欄を追加します。※国税庁の様式には以前から掲載。

→各施設・団体にて、脱会会員のマイナンバーと法人番号を記載ください。

(脱会会員用は記載不要です。)

・「区分」に「番号」欄を追加します。

→本会の退職共済金は、該当する番号はありませんので記載不要です。

<注意点>

特別徴収税の納付がない場合には、市町村への提出が不要となることがあります。

市町村により取り扱いが異なりますので、各市町村へご確認ください。

# 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の新様式

| ○○年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票  |                 |             |      |                     |        |    |    |               |
|--|-----------------|-------------|------|---------------------|--------|----|----|---------------|
| 支払を受ける者  | 個人番号            |             |      |                     |        |    |    |               |
|  | 住所又は居所          | マイナンバー記載欄追加 |      |                     |        |    |    |               |
|  | ○○年1月1日の住所      |             |      |                     |        |    |    |               |
|  | 氏名              |             |      |                     |        |    |    |               |
| 区分   |                 | 番号          | 支払金額 | 源泉徴収税額              | 特別徴収税額 |    |    |               |
| 所得税法第201条第1項第1号並びに<br>地方税法第50条の6第1項第1号及び<br>第328条の6第1項第1号適用分 |                 |             | 千円   | 千円                  | 千円     | 千円 | 千円 |               |
| 所得税法第201条第1項第2号並びに<br>地方税法第50条の6第1項第2号及び<br>第328条の6第1項第2号適用分 |                 |             |      | 番号記載欄追加<br>(該当番号なし) |        |    |    |               |
| 所得税法第201条第3項並びに地方<br>税法第50条の6第2項及び第328条<br>の6第2項適用分          |                 |             |      |                     |        |    |    |               |
| 退職所得控除額  | 勤続年数            | 就職年月日       |      |                     | 退職年月日  |    |    |               |
| 万円   | 年               |             |      |                     |        |    |    |               |
| (摘要)   |                 |             |      |                     |        |    |    |               |
| 支払者  | 個人番号<br>又は法人番号  |             |      |                     |        |    |    | (必ず記入してください。) |
|  | 住所(居所)<br>又は所在地 | 法人番号記載欄追加   |      |                     |        |    |    |               |
|  | 氏名又は<br>名称      |             |      |                     |        |    |    |               |

## 《ご記入いただく項目》

- 「個人番号」欄には、脱会会員のマイナンバーをご記入ください。
  - 「個人番号又は法人番号」欄には、施設・団体の法人番号をご記入ください。
- ※脱会会員用は、マイナンバーと法人番号の記載は不要です。

## 《税務署などへの提出前に特に確認が必要な項目》

- 「就職日」は共助会加入月の1日、「退職日」は共助会脱会月の末日で記載しています。  
実際の年月日と異なる場合には、訂正してください。
- 訂正した場合は、「勤続年数」及び「退職所得控除額」の訂正の有無についてもご確認ください。

【参考】国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100052.htm>